

新倉フェニックス

規 約

# 新倉フェニックス規約

## (名称)

第1条 このクラブは、新倉フェニックスと称し、事務所を代表宅に置き、下記により組織する。

- (1) クラブ員：第3条に規定
- (2) 保護者：クラブ員の保護者
- (3) 指導者：コーチ登録された監督及びコーチ ※保護者が兼務することを妨げない。
- (4) 役員：第9～12条に規定

## (目的)

第2条 スポーツを通して豊かな人間形成と体力の向上を図り、集団活動において約束を守り、礼儀正しく人に迷惑を掛けずに責任を持ち、お互いに協力し合える社会人になることを目的とする。

## (クラブ員の資格取得)

第3条 このクラブは、和光市立新倉小学校及び和光市立下新倉小学校の学区内及び学区外の者と和光市少年野球連盟理事会で承認を得た児童でスポーツを愛し、新倉フェニックスの趣旨に賛同して入団申し込みをした者は、その月からクラブ員となる事が出来る。

## (クラブ員の資格喪失)

第4条 次の各号に該当した者は、クラブ員としての資格を失う。

- (1) 卒団した者。
- (2) クラブ費を6ヶ月滞納した者。
- (3) クラブの秩序を乱し、クラブ員として不適切と見なされる行為をした者。
- (4) 退団の申し出があった者。

## (事業)

第5条 新倉フェニックスは、第2条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 和光市少年野球連盟主催による大会への参加。
- (2) 埼玉県内の各種大会への参加。
- (3) 野球に関する調査及び研究。
- (4) その他の目的を達成するために必要な事項。

## (経費)

第6条 新倉フェニックスの経費は、クラブ員のクラブ費（以下クラブ費）、寄付金をもってあてる。

- (1) クラブ費は、毎月2,000円とし、年間24,000円とする。  
但し、最終学年は卒団する12月までとする。
- (2) クラブ費は、年間6回払いとし、第1回は1月練習初めの翌週の土曜日又は日曜日に4,000円、以降3月より各奇数月の第2土曜日又は日曜日に4,000円を納入することを原則とする。
- (3) 保険料等は、クラブ費とは別途徴収とする。  
\*入団時は、クラブ費と併せて徴収する。
- (4) クラブ費及び保険料等は、クラブの状況や社会情勢に応じて変更できるものとする。
- (5) やむを得ない理由によりクラブの活動が一時停止もしくは中止となった場合、クラブ費の一部を返還する可能性がある。

## (総会)

第7条 新倉フェニックス総会を置く。

- (1) 総会は、定例会及び臨時会とする。
- (2) 定例会は、年1回とする。(原則は12月に実施)
- (3) 臨時会は、代表が必要と認めた時、又は代表以下、クラブ員を除く保護者・指導者・役員の2分の1以上から会の召集の要求がなされた場合に開催する。
- (4) 総会は、代表が召集し議長となる。
- (5) 総会の議事は、出席者の過半数を持って決める。可否同数の場合は議長が決定する。
- (6) 総会及び臨時会は、代表以下、クラブ員を除く保護者・指導者・役員の3分の2以上の出席及び委任により開会される。(出席の出来ない場合は委任状により出席とみなす)

## (総会の議決事項)

第8条

- (1) 規約の変更。
- (2) 予算決算に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) その他必要と認める事。

## (役員)

第9条 新倉フェニックスに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 代表 1名
- (3) 相談役 3名 (上限)
- (4) 監督 2名
- (5) 事務局統括 1名
- (6) 監査役 1名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において選任し承認する。

(役員職務)

第11条 新倉フェニックスの役員職務は下記の通りとする。

- (1) 代表は、クラブ運営の統括責任を負う。
- (2) 相談役は、代表その他役員、コーチの相談を受け、チームの適切な指導を行う。
- (3) 監督は、コーチ、クラブ員の最高指揮者となり、クラブ員の指導方法に関し最高の権限を有する。また、高学年監督は代表を補佐し、代表が不在の時にはその指示によりその職務を代行する。
- (4) 事務局統括は、事務局員を組織し会計・事務その他の責任を負う。
- (5) 監査は、新倉フェニックスの事業に伴う金銭の支出入について、監査を行う。
- (6) 会長は、新倉フェニックスに対する功労者とする。

(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、代表、相談役、監督、事務局統括及び監査をもって組織し、随時新倉フェニックスの業務に関する事項を審議する。

(事業年度)

第14条 新倉フェニックスの事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。

(損害補償(輸送車))

第15条 クラブ員用輸送車の損害補償について、指導者並びに保護者がクラブ員の輸送目的で使用した乗用車に限り、使用期間内に発生・発見した損傷は、下記の手順並びに方法で補償することとする。

- (1) 損傷の報告は、損傷の発生・発見後速やかに監督又は代表へ行うこととする。
- (2) 損傷が発生した状況・状態を踏まえ、役員会にて運転手の瑕疵がないと判断した場合とする。
- (3) クラブ員の保護者(各1世帯)より臨時的に修理負担金を徴収する。
- (4) 徴収金額は、クラブ員の保護者1世帯あたり3,000円を上限とし、負担総額により等分負担とする。

(損害補償(用具))

第16条 クラブ員用具の損害補償について、指導者がクラブ活動中に用具を破損した場合、下記の手順並びに方法で補償することとする。

- (1) 損傷の報告は、事故発生日に必ず監督又は代表へ行うこととする。
- (2) 損傷が発生した状況・状態を踏まえ、役員会にて当事者の瑕疵が無いと判断した場合、クラブ費から負担する。

第17条 新倉フェニックスは下記に該当する場合には慶弔金を贈る

- (1) クラブ員または役員・指導者の住居が消失流損等の災害を受けた時は見舞金として。 5千円
- (2) クラブ員が死亡したときは弔慰金として。 1万円
- (3) クラブ員の保護者(役員・指導者以外)が死亡したときは弔慰金として。 5千円
- (4) 現職の役員・指導者が死亡したときは弔慰金として。 5千円

但し、(1)の事由による死亡の場合は弔慰金のみとする。また同一世帯の2名以上のクラブ員、保護者、役員、指導者がいる場合、原則として弔慰金を重複して支給はしない。

その他、必要と認めた場合役員会に諮って決定する。

(免責)

第18条 新倉フェニックスが主催するクラブ活動及び関連行事における事故、事件、トラブル、金銭及び物品の盗難、紛失、破損等について、当クラブの代表、役員、指導者及び事務局員は一切の責任及び損害賠償を負わない。

(個人情報の取扱い)

第19条 収集した個人情報は、クラブが厳正に保管し、クラブ活動や連絡等の目的に使用し、法律・法令等に基づいた情報提供でやむを得ない場合を除き、個人情報をその他の目的に使用しない。

(遠征協力費)

第20条 試合及び大会等の目的で車によるクラブ員の遠征が必要な場合、遠征に参加するクラブ員の各家庭より都度遠征協力費を徴収する。金額は各家庭ごとに500円とし、新倉小学校を起点に片道の移動距離が10kmを超える場合(但し、和光市・朝霞市・新座市・志木市を除く)とする。遠征協力費はクラブ員及び用具等の輸送目的で車を提供した指導者並びに保護者に分配され、燃料代・有料道路代・駐車場代などに充当する。その他距離や状況に応じて金額を調整する場合がある。

付則 この規約は、昭和64年1月1日から施行する。

第1回改定 平成2年1月1日

第2回改定 平成5年11月28日

第3回改定 平成6年11月27日

第4回改定 平成11年12月19日

第5回改定 平成16年10月1日

第6回改定 平成18年10月1日

第7回改定 平成19年1月1日

第8回改定 平成20年1月1日

第9回改定 平成24年12月16日 (第6条 クラブ費改訂による)

第10回改定 平成27年12月13日 (第9条 役員人数)

第11回改定 平成28年12月18日 (第17条 新設)

第12回改定 令和元年12月15日 (第15条 出席の定義、第18条 新設)

第13回改訂 令和2年12月13日 (文言の統一 第19条 免責、第20条 個人情報の取扱い 新設)

第14回改訂 令和3年12月19日 (第3条 第4条 クラブ員の資格、第9条 役員人数 新役員、  
第11条 役員の職務)

第15回改訂 令和4年12月11日 (第1条・第3条・第4条・第6条・第7条・第10条、第16条、  
第17条、第19条 条文見出し、定義及び文言修正、第9条・第13条 役員構成・人数、  
第11条 役員職務、第15条 削除、第16以降 条文名変更、第20条 新設)

# 新倉フェニックス活動上の決まり

## (コーチ会議)

1. コーチ会議は、月1回選手の技術向上その他新倉フェニックス発展のため開くものとする。
2. 新倉フェニックスの資産は、和光市立新倉小学校の倉庫に保管するものとし、書類等は役員会の議を経て代表もしくは役員が保管する。

## (練習場所及び時間)

3. 練習場所は主に新倉小学校及び下新倉小学校校庭とし、時間は毎週土曜日・日曜日及び祝日の定められた時間とする。

## (新倉フェニックス活動上の注意事項)

- 4-1. 練習及び試合への参加のために新倉小学校へ集合する場合は、原則徒歩で来ること。  
但し、新倉小学校以外に通学している児童は、保護者の責任において自転車利用を許可する。
- 4-2. 私的な現金の持参を禁止する。
- 4-3. 練習後は校庭のゴミ拾い、ボール探し及びグラウンド整備をする。
- 4-4. 学校のピロティにスパイク及び土足で入らないこと。
- 4-5. 学校の施設に毀損を生じさせないこと。

## (新倉フェニックス活動外の注意事項)

- 5-1. 許可されていない場所でのバッド、軟式ボールの利用は禁止する。
- 5-2. 活動外でのフェニックスユニフォーム、帽子は使用禁止とする。

## (倉庫の整理整頓)

- 6-1. 倉庫は、常に整理整頓しておくこと。
- 6-2. 倉庫は、監督が責任者となり月に1回清掃すること。

## (用具の購入)

7. ユニフォーム等の購入については監督へ相談する。  
(靴、アンダーシャツを含む)